

公安委員会定例会議(第21回)の開催状況

第1 日 時 令和元年8月21日(水)
午後1時30分 ～ 午後5時40分

第2 出席者 渡部委員長、増田委員
本部長、総務室長、警務部長、首席監察官
生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長
警察学校長、情報通信部長、総務課長

第3 議事の概要

1 委員長説示

「スイミー」という、オランダ出身のアメリカの絵本作家レオ・レオニの作品で、谷川俊太郎が訳した有名な絵本があり、この話は小学2年生の国語の教科書の教材に用いられていました。小さな赤い魚の仲間たちの中で唯一真っ黒なスイミーが、仲間をマグロに食べられたあと1匹で海底をさまよいながらも、新たな仲間と出会い、みんなで集まって泳ぎ一匹の大きな魚のふりをすることで、マグロから身を守るといった話です。

県警察が取り組むべき課題は、一つの警察署や一つの部門だけで取り組めば解決するものばかりではありません。困難な状況には、組織を挙げて対処しなければならない時があります。

スイミーの話からこんな時、スイミーは“決して離れ離れにならないこと。みんな持ち場を守ること。”と言っています。

今、県警察の職員一人ひとりが、県民の求める声に耳を傾け、県民の期待に応えるためにはどうすべきかを自分の問題として考えて欲しいのです。

みなさん一人ひとりでは対処できない問題であっても、心を一つにして一丸となり取り組むことで、より正しく、強い県警察に成長することを期待しています。

2 決裁事項

(1) 警察本部長の任免について

警察本部長から、警察法第50条第1項にかかる公安委員会の同意について伺いがあり了承した。

(2) 公安委員会定例会議の会議録について

総務室から、令和元年第20回公安委員会定例会議の会議録について伺

いがあり了承した。

(3) 警察署協議会委員の解職について

総務室から、警察署協議会委員の解職について伺いがあり了承した。

(4) 審査請求の申立て等について

警務部から、審査請求の申立て及び総括審理官等の指名について伺いがあり了承した。

(5) 自転車防犯登録事業における実施要領変更の承認申請について

生活安全部から、自転車防犯登録の実施要領変更の承認申請の受理及び同申請の承認について伺いがあり了承した。

(6) 運転免許の行政処分について

交通部から、運転免許の行政処分に係る事後取消処分について伺いがあり了承した。

(7) 運転免許の行政処分に係る意見の聴取・聴聞について

交通部から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取及び聴聞結果について報告があり、審議の結果24件の行政処分の決定について伺いがあり了承した。

(8) 警察職員の援助要求について

警備部から、警察職員の援助要求に対する回答について伺いがあり了承した。

3 報告事項

(1) 警察相談受理状況について

総務室長から、令和元年上半期の警察相談受理状況について報告があった。

◇ 委員から、

相談対応一つ一つの積み重ねが、県警察の信頼を築くことになる。との発言があった。

(2) 落とし物コールセンターの試行運用について

警務部長から、落とし物コールセンターの試行運用について報告があった。

(3) 監察案件に関する報告について

首席監察官から、監察案件について報告があった。

(4) サイバー犯罪の現状と今後の対策について

生活安全部長から、令和元年上半期のサイバー犯罪の現状と今後の対策について報告があった。

(5) 鑑識課活動の概況について

刑事部長から、令和元年上半期の鑑識課活動の概況について報告があった。

(6) 誤認逮捕事案について

刑事部長、総務室長から、誤認逮捕事案について報告があった。

(7) 交通鑑識の活動状況について

交通部長から、交通鑑識の活動状況について報告があった。

(8) G20愛媛・松山労働雇用大臣会合を見据えたテロ対処訓練について

警備部長から、G20愛媛・松山労働雇用大臣会合を見据えたテロ対処訓練の実施について報告があった。

(9) 禁止命令の実施について

生活安全部から、ストーカー規制法等の規制等に関する法律に基づく禁止命令及び実施状況について報告があった。

(10) 「バスジャック事件」を想定した捜査訓練の実施について

刑事部から、「バスジャック事件」を想定した捜査訓練の実施について報告があった。

(11) 公職選挙法違反事件の検挙について

刑事部から、公職選挙法違反(自由妨害)事件の検挙について報告があった。

(12) 「ひまわりの絆プロジェクト」取組状況について

交通部から、「ひまわりの絆プロジェクト」取組状況について報告があった。

(13) 事務手数料条例の改正等について

交通部から、道路交通法にかかる愛媛県事務手数料条例の一部改正等について報告があった。

4 その他

(1) 本部長から、「いよいよG20愛媛・松山労働雇用大臣会合が開催されるが、しっかりと対応していく。また、誤認逮捕事案については、引続き誠実に取り組む。」との発言があった。

(2) 委員から、「最近、マインドフルネス、ファクトフルネス、アンコン

シヤス・バイアスといった言葉を耳にするが、精神科医・作家の帚木蓬生は、“ネガティブ・ケイパビリティ～答えの出ない事態に耐える力”という本を書いている。この言葉を初めて使ったのは、18世紀イギリスの詩人キーツで、彼は手紙の中で“シェイクスピアがネガティブ・ケイパビリティを有していた。”と書き残し、後に精神科医がこの言葉を再発見し定義付けていった。

解決することが困難であったり、非常に重たい問題に直面したとき、事実や理由をせつかに求めず、不確実さや懐疑の中にいられる能力、つまり、宙ぶらりんの状態を持ちこたえる能力がネガティブ・ケイパビリティである。我々も、この様な考えに至ることで、困難な問題から逃げ出さずにその場に居続け、たゆまず努力をすることにより問題解決の道が開けてくる場合がある。」との発言があった。

以上